

加治木監督署だより 第43号

(文書内敬称等略)

令和6年10月



I 11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすため、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っております。事業主の皆様、改めて①労働時間の正確な把握、②時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者へ周知する、③週労働時間が60時間以上となる労働者をなくすよう努める、等の対応を検討してください。また、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

II 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険とは「労災保険」と「雇用保険」を総称した言葉です。法人・個人を問わず、事業主の方は、一人でも雇用したら(正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず)労働保険に必ず入らなくてはなりません(5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く)。労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険です。まだ、加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇った事業主の方など、速やかに加入手続をお願いします。手続きを怠った場合、各種助成金等が受給できず、追徴金が発生する場合があります。

III 労働者死傷病報告の電子申請について

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

令和7年1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告する必要があります。(電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が可能)。

※ 令和6年12月31日以前の労働災害でも、1月1日以降の報告分から適用となります。労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご利用ください。

加治木署管内労働災害発生状況

令和6年8月分まで 速報値 (新型コロナウイルス感染症除く)

業種	年	死傷者数 (休業4日以上)	対前年増減(同左)	死亡者数	対前年増減(死亡)
全産業		198	+21	1	0
製造業		26	-9	0	0
建設業		28	+1	0	-1
陸上貨物 運送事業		20	+1	0	0
第三次		107	+26	1	+1
その他		17	+2	0	0

鹿児島県最低賃金

(高校生等も含む)

時間額 953円

(10月4日までは897円)

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署
始良市加治木町新富町98-6
(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035